

## 1人1台端末活用研修業務委託公募型プロポーザル募集要領

### 1 委託する業務名

1人1台端末活用研修業務委託

### 2 委託する業務の目的

小中学校の1人1台端末更新に当たり、昨年6月に文部科学省が公表した「公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱等の制定について」に示された公立学校情報機器整備事業の方向性に基づき、本県の特性を考慮した上で、市町村が端末活用に関する知識等を取ることができることを目的とする。

### 3 業務概要

#### (1) 業務名

1人1台端末活用研修業務委託

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### (4) 委託料の上限額

3,999,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 4 参加資格要件

企画提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルの開始から随意契約締結日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項各号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（プロポーザル参加者が個人である場合にはその者を、プロポーザル参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」と

いう。)と認められる者。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

## 5 様式等の入手方法

様式等については、福島県教育庁のWEBサイトからダウンロードして入手すること。

なお、窓口又は郵便等での交付は行わない。

## 6 プロポーザルのスケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年1月28日(火)
質問書の受付期限	令和7年1月31日(金)17時まで
質問への回答	令和7年2月3日(月)17時まで
参加表明書提出期限	令和7年2月5日(水)17時まで
企画提案書等提出期限	令和7年2月6日(木)17時まで
審査(書面審査)	令和7年2月7日(金)頃
審査結果の通知	令和7年2月中旬
委託契約の締結	令和7年2月中旬

## 7 質問等の受付・回答

### (1) 提出方法

「質問書」(様式第1号)を6に示す提出期限までに教育総務課へ電子メールにより提出してください。※提出先は を参照(以下、全て同じ。)

電子メールの件名は「1人1台端末活用研修業務委託に関する質問」とし、電話にて電子メールを送信した旨連絡すること。なお、電話による質問は受け付けない。

### (2) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、6に示す提出期限までに福島県教育庁のWEBサイトに公表する(個別の回答は行わない)。

## 8 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」(様式第2号)を6に示す提出期限までに次のとおり提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

### 【提出方法】

教育総務課へ電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「1人1台端末研業務委託に関する参加表明書の提出」とし、電話にて電子メールを送信した旨連絡すること。

なお、参加資格等不備がない場合は、参加表明書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知する。

## 9 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書の提出を行った上で、企画提案書等を提出期限内に提出すること。

### (1) 提出方法

教育総務課へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の9時から17時までとします。

### (2) 提出すべき書類

ア 企画提案書（任意様式。ただし、日本産業規格 A4 判とする。）

イ 事業経費積算書（任意様式。ただし、日本産業規格 A4 判とする。）

ウ 企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式。ただし、日本産業規格 A4 判とする。）

エ 団体等概要（様式第3号）

オ 業務実施体制所（様式第4号）

### (3) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

### (4) 企画提案書の内容

仕様に基づき、以下の事項に注意して作成すること。

ア 仕様書に記載している各業務を円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

イ 研修のカリキュラムについて具体的な提案を行うこと。

ウ 過去3年以内の教育情報化に関連する政府系事業の実績及び地方公共団体における同種同等の研修実績を示すこと。

### (5) 留意事項

ア 失格又は無効となる場合

① 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

③ 提出書類に不備があった場合

④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

⑥ 本要領に違反すると認められる場合

⑦ プロポーザル審査員会（以下、「審査員会」という。）の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

⑧ その他、県があらかじめ支持した事項に違反した場合

イ 複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

ウ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出の禁止

エ 辞退

参加表明書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

オ 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

カ その他

- ① 参加者は、参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものである。
- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求める場合がある。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れがあるため、開示しない。

## 10 審査

業務委託者の選定は、別途設置する審査委員会が行うものとする。審査委員会は、提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。なお、参加者が1者の場合は、審査員が審査基準を踏まえ審査し、各審査員が60点以上の評価をすれば、その提案者を業務委託予定者として選定するものとする。なお、本プロポーザルは説明会を実施しないため、本要領や仕様書を確認した上で参加すること。

### (1) 審査基準及び配点

	評価項目	判断基準	配点
			—
1	業務内容の理解	研修の活動方針が、本事業の目的達成のために考慮された提案となっているか。	10点
2	業務実績	過去の研修の規模・回数・内容・種類・背景などが提案されているか。	15点
3	企画力	研修カリキュラムの具体的な提案がされているか。 受講者にとって研修内容が分かりやすいようにカリキュラムが提案されているか。	25点
4	品質	講師の品質（資格・経験）について提案されているか。	15点
5	実現性	業務を円滑に実施できる計画であるか。 業務を実施する上で十分な体制であるか。	15点
6	独創性	事業者側より有効と思われる提言があり、その内容に効果が期待できるか。	10点
7	業務経費	業務経費は適当か。	10点
合 計			100点

## 11 審査結果の通知

- (1) 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に書面で通知し、福島県教育庁の WEB サイトに掲載して業務委託予定者を公表する。
- (2) 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることが出来る。
- (3) 上記(2)に係る回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとする。

## 12 契約の締結等

### (1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と件が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は上記の協議結果を踏まえた仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。

### (3) その他

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった候補者と協議を行うものとする。

## 13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁教育総務課（担当：須田）

電話：024-521-8568

E-Mail：k.kyouikusoumu@pref.fukushima.lg.jp